

文化財の修復支援等について

【担当省庁：文部科学省、文化庁】

京 都 府 の担当課	文化スポーツ部 文教課 (075-414-4521) 教育委員会 文化財保護課 (075-414-5896)
---------------	---

1 文化財のさらなる保全

京都府内で基礎調査が済み、文化財的価値があると判断できたものが約1,600件あるが、登録までに時間を要し、十分な保護が受けられてこなかった。

このように、地域で受け継がれてきた**貴重な文化財等を、指定等を受けるまでの間の災害による破損や流出から保護するため、未指定文化財の現況調査や緊急的な修理保存に対する支援制度を創設**されたい。

<京都府の新たな取り組み（京都府暫定登録文化財制度）>

京都府では、未指定文化財の早期保護のため**審議会に諮問せずに暫定的に登録し、緊急の保存修理等の必要がある場合に補助できる制度**を創設

2 文化財の耐震対策の推進

文化財建造物の耐震対策は**文化財所有者の負担が大きい**。

については、**耐震診断、耐震補強工事の補助率をかさ上げするとともに予算拡充**を講じられたい。

3 災害復旧工事の関連費用への財政支援

災害発生時には、原状復旧のみならず、**被害拡大や二次災害防止のための応急措置工事が必要**となる。

については、文化財所有者の負担軽減のため、そうした**応急措置工事を補助対象**とされたい。

- 未指定文化財の現状
 - ▶ **既存の補助制度は、国や府等の指定文化財に対するものが中心**
 - ▶ 文化的価値は高いが**未指定の文化財の緊急保存修理等の補助制度は限定的**
 - ▶ 府の指定等文化財に指定等されるには詳細調査等の時間を要するため、**指定等がされるまでに被災等によりその価値が損なわれるおそれがある**。

- 京都府暫定登録文化財制度
 - ▶ 今年度は約1,000件の登録を予定
 - ▶ 文化財保護の裾野を拡大するために、**国レベルで緊急の保存修理等が促進する制度を創設する必要がある**。

- 現在の耐震対策に係る補助制度
 - ▶ 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助（文化庁）

【H29年度予算額：384,365千円】

対 象 者	重要文化財の所有者又は管理すべきとして指定された地方公共団体等
補 助 内 容	建造物の耐震診断及び耐震対策工事（抜粋）
補 助 率	50%（※ 加算率 5～35%）

※加算率は補助を受ける側の財政規模、補助対象の総事業費等からなる事業規模指数による（総事業費が500万円程度である一般的な耐震診断であれば加算率はゼロ）

- ▶ 耐震対策事業（例）
平成29年度（実施予定） 平等院 耐震診断事業費7,000千円
（うち自己負担額3,500千円）

- 災害発生時における国庫補助対象
 - ▶ 京都府では、H24年8月、H25年9月、H26年8月と3年連続の雨、台風災害において史跡石清水八幡宮境内、史跡及び特別名勝平等院庭園、史跡南禅寺境内などで大きな被害が生じた
 - ▶ **被害拡大や二次災害防止には発生直後に土砂搬出等の応急措置が必要になる場合がある**
 - ▶ 従って、文化財所有者が災害発生直後に行った**応急措置工事についても国庫補助対象とするなど、文化財所有者の負担の軽減**を図り、緊急時に活用しやすい制度が必要
 - ▶ 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助（文化庁）

【H29年度予算額：4,350,000千円】

対 象 者	史跡等の所有者又は史跡等を管理すべきとして指定された地方公共団体等
補 助 内 容	史跡等総合活用整備事業 災害復旧（抜粋） ※本格的な災害復旧工事前に実施する 応急措置工事は補助対象外
補 助 率	70%（補助事業者が個人の場合は85%）

- ▶ 災害復旧の応急措置工事（例）
平成24年度 石清水八幡宮 斜面崩落による土砂搬出・仮止め工事 約4,500千円